



発行 新潟県

号外 6

平成31年 3月29日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会告示

- 40 新潟県議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者の選任（選挙管理委員会）
- 41 新潟県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額（選挙管理委員会）
- 42 直接請求を行う場合に必要選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第40号

平成31年 4月 7日執行の新潟県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長に事故があり又は欠けた場合にその職務を代理すべき者をそれぞれ次のとおり選任した。

平成31年 3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区		住 所	氏 名
新潟市北区	選挙長	新潟市北区嘉山 3丁目 5番14号	戸井 邦文
	同職務代理者	新潟市中央区鑑西 2丁目 19番17号	清水 智
新潟市東区	選挙長	新潟市東区藤見町 2丁目 3番 7号	二瓶 千代喜
	同職務代理者	新潟市西区寺尾西 3丁目 7番 1号	夏目 久義
新潟市中央区	選挙長	新潟市中央区女池 7丁目 7番30号	白根 慶治
	同職務代理者	新潟市中央区礎町通上 1ノ町1926番地	渡辺 文子
新潟市江南区	選挙長	新潟市江南区旭 3丁目 3番10号	今井 宏樹
	同職務代理者	新潟市中央区女池 5丁目 9番11号	藤崎 三七雄
新潟市秋葉区	選挙長	新潟市秋葉区西古津 2番20号	高橋 綾子
	同職務代理者	五泉市緑町 2番 9号	小野 秀之
新潟市南区	選挙長	新潟市南区西白根267番地 3	種村 昭久
	同職務代理者	新潟市南区白根東町 1丁目 15番28号	藤村 修
新潟市西区	選挙長	新潟市西区五十嵐中島 2丁目 19番 5号	小林 進
	同職務代理者	新潟市中央区浜浦町 1丁目 105番地 2	真田 裕子
新潟市西蒲区	選挙長	新潟市西蒲区遠藤2467番地	大島 正雄
	同職務代理者	新潟市西蒲区巻甲2426番地 6	頓所 鹿乃子
長岡市三島郡	選挙長	長岡市前島町211番地	鷲尾 純一
	同職務代理者	長岡市三ツ郷屋 1丁目 6番地12	遠藤 健男

上越市	選挙長	上越市大字青野2795番地の1	渡邊 隆雄
	同職務代理人	上越市新光町2丁目8番31号	宮川 昭彦
三条市	選挙長	三条市下大浦1111番地	高野 賢司
	同職務代理人	長岡市小曾根町530番地7	小林 和幸
柏崎市刈羽郡	選挙長	柏崎市諏訪町1番18号	西川 辰二
	同職務代理人	柏崎市剣野町38番14号	入澤 昇
新発田市北蒲原郡	選挙長	新発田市下石川157番地甲	近嵐 宗賢
	同職務代理人	新発田市島潟2003番地	佐久間 康
小千谷市	選挙長	小千谷市東栄3丁目6番2号	勝又 武
	同職務代理人	小千谷市大字桜町2321番地	小川 民子
加茂市南蒲原郡	選挙長	加茂市高須町2丁目1番9号	江部 謙治
	同職務代理人	加茂市大字下条甲36番地甲	青柳 芳樹
十日町市中魚沼郡	選挙長	十日町市川治292番地	長津 一男
	同職務代理人	十日町市干溝壬201番地8	広田 達巳
見附市	選挙長	見附市明晶町1703番地	岡村 勝元
	同職務代理人	見附市本所1丁目13番43号	佐藤 貴夫
村上市岩船郡	選挙長	村上市二之町11番22号	佐藤 廣
	同職務代理人	村上市山居町1丁目8番26号	佐藤 直人
燕市西蒲原郡	選挙長	燕市小池5590番地3	田中 誠一
	同職務代理人	燕市吉田旭町2丁目5番22号	前山 正則
糸魚川市	選挙長	糸魚川市大字田伏245番地	吉岡 隆行
	同職務代理人	糸魚川市大町1丁目5番6号	渡辺 成剛
妙高市	選挙長	妙高市中町2番2号	尾崎 秀行
	同職務代理人	妙高市大字乙吉29番地1	久保田 哲夫
五泉市東蒲原郡	選挙長	五泉市錦町1番23号	田島 富太
	同職務代理人	五泉市小山田295番地	落合 英昭
阿賀野市	選挙長	阿賀野市保田4612番地1	徳永 和夫
	同職務代理人	阿賀野市緑町6番7号	山寄 富夫
佐渡市	選挙長	佐渡市北狄893番地	斎藤 正
	同職務代理人	佐渡市畑野93番地1	中川 宏
魚沼市	選挙長	魚沼市小平尾311番地	高橋 富榮
	同職務代理人	魚沼市新道島980番地1	森山 徳裕
南魚沼市南魚沼郡	選挙長	南魚沼市浦佐3586番地16	井口 光雄
	同職務代理人	南魚沼市塩沢864番地14	高橋 悟
胎内市	選挙長	胎内市平木田1586番地3	細野 隆
	同職務代理人	胎内市住吉町2番45号	田部 雅之

◎新潟県選挙管理委員会告示第41号

平成31年4月7日執行の新潟県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、それぞれ次のとおりである。

平成31年3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

新潟市北区選挙区

6,510,600円

新潟市東区選挙区	8,723,100円
新潟市中央区選挙区	8,031,700円
新潟市江南区選挙区	8,691,400円
新潟市秋葉区選挙区	6,603,200円
新潟市南区選挙区	7,082,900円
新潟市西区選挙区	7,560,600円
新潟市西蒲区選挙区	7,985,600円
長岡市三島郡選挙区	7,114,900円
上越市選挙区	6,602,900円
三条市選挙区	7,370,600円
柏崎市刈羽郡選挙区	7,051,700円
新発田市北蒲原郡選挙区	6,524,700円
小千谷市選挙区	6,435,100円
加茂市南蒲原郡選挙区	6,733,700円
十日町市中魚沼郡選挙区	6,139,300円
見附市選挙区	6,769,000円
村上市岩船郡選挙区	6,297,000円
燕市西蒲原郡選挙区	7,006,000円
糸魚川市選挙区	6,985,700円
妙高市選挙区	6,214,500円
五泉市東蒲原郡選挙区	6,116,600円
阿賀野市選挙区	6,923,700円
佐渡市選挙区	5,898,600円
魚沼市選挙区	6,499,700円
南魚沼市南魚沼郡選挙区	6,163,000円
胎内市選挙区	5,996,000円

◎新潟県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成31年 3月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
38,417
- 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
340,105
- 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	20,969
新潟市東区	38,740
新潟市中央区	49,779
新潟市江南区	19,243
新潟市秋葉区	21,712
新潟市南区	12,783
新潟市西区	44,104

新潟市西蒲区	16,408
長岡市三島郡	77,466
上越市	54,275
三条市	27,876
柏崎市刈羽郡	25,315
新発田市北蒲原郡	31,623
小千谷市	10,181
加茂市南蒲原郡	11,380
十日町市中魚沼郡	17,987
見附市	11,522
村上市岩船郡	19,253
燕市西蒲原郡	24,948
糸魚川市	12,392
妙高市	9,295
五泉市東蒲原郡	17,804
阿賀野市	12,143
佐渡市	16,053
魚沼市	10,441
南魚沼市南魚沼郡	18,177
胎内市	8,418